

別記団体の長 殿

岩手労働局労働基準部長



小規模事業場におけるストレスチェックの実施について（要請）

日頃より労働基準行政の推進にご理解、ご協力賜りありがとうございます。

令和 7 年 5 月 14 日に公布された労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号）により令和 10 年 4 月から労働者数 50 人未満の小規模事業場においてもストレスチェックの実施が義務づけられます。

別途お渡しする本法律改正の周知ポスターを掲示いただくとともに、対象となる会員事業場等に対し、ストレスチェックの実施体制整備、実施方法の検討等、施行に向けた準備を今から進めていただくよう周知にご協力賜りますようお願いいたします。

なお、厚生労働省においては、小規模事業場におけるストレスチェック導入のための「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」を公表しております。また、岩手産業保健総合支援センターにおいてもストレスチェックの導入を含むメンタルヘルス対策の実施に関する支援も実施しております。こうした支援等につきましても併せて周知いただきますようお願いいたします。

（参考）

小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001678866.pdf>



岩手産業保健総合支援センター

<https://www.iwates.johas.go.jp/mental-support/>

